

臨時災害放送局用機器について

《臨時災害放送局の概要》

臨時災害放送局とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害の軽減に役立つよう、被災地の地方公共団体等（災害対策放送を行うのに適した団体）が開設する臨時かつ一時の目的のためのFM放送局のことです。



《臨時災害放送局の免許手続（臨機の措置の場合）》

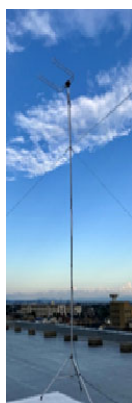
臨時災害放送局を開設するためには、電波法に基づく申請手続を行い、放送局の免許を受ける必要がありますが、災害時には「臨機の措置」として電話等の迅速な方法で申請し、免許を受けることができます（後日、正式に申請書類を提出することが必要となります）。

《臨時災害放送局用設備の無償貸付》

総務省では、すべて（全国11箇所）の総合通信局等に臨時災害放送局用設備（送信機、送信アンテナ、ミキサー、マイク等）を1式ずつ配備（合計11）しており、臨時災害放送局を開設する地方公共団体等は、当該設備の無償貸付を受けることができます。

災害時のほか、平時における訓練や調査等の場合にも使用いただけます。

使用を希望される場合は、四国総合通信局（下記連絡先）までご相談ください。



◆ 貸出申込・相談窓口

総務省四国総合通信局 放送課

TEL 089-936-5037

【閉庁時(休日・夜間)】090-5273-5707

メール: shikoku-housou@ml.soumu.go.jp

被災等により 四国総合通信局で対応できない場合

総務省（本省）情報流通行政局 地上放送課

TEL 03-5253-5793